

保育要件	要件の事由	認定期間	保育必要量	要件書類
就労	家庭内外問わず、月64時間以上、日中仕事をしているため、児童の保育にあたれない。	就学前まで（雇用契約の期間により異なります）	状況に応じて認定	【会社勤め（被雇用者）】 ◇就労証明書 【自営業】 1. ◇就労証明書 2. 確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、法人登記履歴事項全部証明書(写) 等のいずれか一つ
出産の前後	母親が出産の前後であるため、児童の保育にあたれない。	出産予定月の前々月から出産後57日目の月末まで	状況に応じて認定	出産（予定）児の母子手帳の写し（出産（予定）日のページの写し）
疾病又は障がい	疾病、負傷、心身に障がいがあるために児童の保育にあたれない。	手帳、診断書の内容に応じて認定	状況に応じて認定	◇医師の診断書 障害者手帳等の写し いずれか一つ
親族の介護・看護	親族に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、その介護のために児童の保育にあたれない。 ※別居親族の場合は、月64時間以上の介護・看護をしていること。	手帳、診断書の内容に応じて認定	状況に応じて認定	1. ◇医師の診断書 障害者手帳等の写し いずれか一つ 2. ◇介護・看護状況調査票
被災家庭	火災や風水害、地震などの災害復旧のために児童の保育にあたれない。	状況に応じて認定	状況に応じて認定	罹災証明書等
求職中 (注1)	求職活動のため、児童の保育にあたれない。 (入所後、2か月以内に就労を開始することが条件となります。)	2か月を経過した月末まで	保育短時間	書類の提出は必要ありません。 (勤務開始後、◇就労証明書の提出が必要。)
就学 (注2)	就学中や、技能習得のための通学をしているため、児童の保育にあたれない。(月64時間以上を満たしていることが条件になります。)	就学の期間	状況に応じて認定	1. 在学証明書（学生証等）または合格通知書の写し 2. カリキュラムの写し
育休継続 ※入所中の児童のみ	すでに保育施設を利用している児童が、下の子の育児休業利用に際し、継続利用が必要と認められる場合	育児休業満了日の翌月末まで	保育短時間	1. ◇就労証明書 2. ◇育児休業に伴う継続利用申込書
育休継続 ※新規入所申込児童のみ	下の子の育児休業中で、上の子が育児休業継続要件にて、既に認可外保育施設に通っていること。3歳児以上のみ。	育児休業満了日の翌月末まで	保育短時間	1. ◇就労証明書
その他	上記に類する状態にある時	状況に応じて認定	状況に応じて認定	状況に応じた証明書 (申請前にこども保育課へご確認ください)